

1 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）第2条の規定の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）等について、所要の改正を行うもの。

2 改正案

(1) ストーカー規制法施行規則等の一部を改正する規則案

意見公募手続（3月17日から30日間）の結果、25件の意見が寄せられたもの。

ア 緊急時の警告及び禁止命令等の方法の改正（第2条及び第5条）

警告及び禁止命令等の迅速な実施を可能とするため、緊急を要し書面を交付するいとまがない場合、これらを口頭で行うことも可能にする（警告については、「内容が複雑なものでないとき」との限定を削除）。

意見を踏まえ、口頭での実施後、可能な限り速やかに書面を交付するよう規則上で明記。

イ 禁止命令等の申出者等が住所等に移転した場合の措置（第8条等）

継続的な被害者保護のため、警察本部長は、警告や禁止命令等の申出者が他の都道府県に移転したことをその者の届出で把握した場合、移転後の住所等に移転先の警察本部長に通知することとする。

ウ 有効期間の延長に関する規定の新設（第9条から第11条まで等）

禁止命令等に係る有効期間・延長の制度（新法第5条第8項・第9項）の新設に伴い、当該延長の申出、延長の処分又は申出者に対する通知の方法について定める。

エ その他法改正に伴う所要の規定・様式の改正

(2) ストーカー規制法施行令の一部を改正する政令案

都道府県公安委員会が緊急禁止命令等に係る意見の聴取を行う場合の行政手続法の技術的読替えについて定める。

3 今後の予定

政令・規則公布 5月26日（金）

政令・規則施行 6月14日（水）※ 改正法第2条の規定の施行日

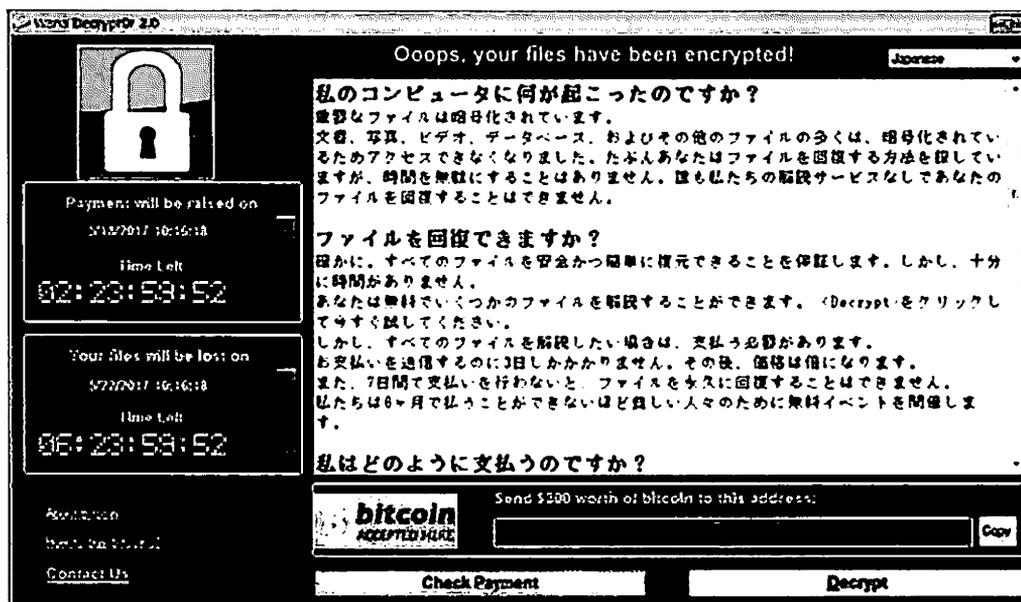
1 概要

平成29年5月12日以降、世界約150か国において政府機関、病院、銀行、大手企業等のコンピュータが、ランサムウェア（身代金要求型の不正プログラム）に感染させられる事案が発生。被害件数は約30万件に上ると言われており、英国の病院では、患者のファイルが確認できなくなる、救急車の搬送先が変更になる、手術が中止になるなどの影響が生じた。

2 手口

「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアをコンピュータに感染させ、保存されている文書ファイル、映像ファイル等のデータを暗号化して利用できなくし、復号してほしい場合はビットコイン（※）で300ドルを支払うよう要求する。

※ インターネット上で流通している仮想通貨であり、個人間の取引、とりわけ国境を越えた送金・決済に利用される。



ビットコインの支払いを要求する画面

3 国内の被害状況

警察が把握した件数：21件（5月17日 17:00時点）

※ いずれも人命に影響を及ぼすような被害は確認されていない。

4 対処方法

- ・ コンピュータのWindows OSを常に最新版にアップデートしておく
- ・ 重要なデータについてはバックアップを確保しておく 等

5 警察における対応

引き続き、被害状況の把握に努めるとともに、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等の関係機関と連携した諸対策を推進する。

公安委員会 説明資料No. 3	2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会に係る「輸送運営計画V1」(案) について	平成29年5月18日 交通規制課
<p>1 輸送運営計画V1 (案) について</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会関係者や観客等の輸送に係る検討状況等について、大会組織委員会及び東京都において取りまとめた計画であり、IOCに報告される。</p> <p>警察では、大会組織委員会等が主催する輸送連絡調整会議に参加するなど、本計画の内容をはじめとした輸送に関する検討に参画してきた。</p> <p>2 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送目標 (P4) <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い輸送サービスの提供 ・ 大会輸送と都市活動の安定の両立 ○ 大会関係者の輸送 (P17～23) <ul style="list-style-type: none"> ・ バスや乗用車による専用の輸送システムの提供 ・ 東京圏の高速道路におけるオリンピック・ルート・ネットワーク (ORN) 大会ルートの設定 ○ 観客及びスタッフの輸送 (P24～26) <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道をはじめとする公共交通網の活用 ・ 徒歩でのアクセスが困難な会場はシャトルバスの運行 ○ 交通需要マネジメント (TDM) (P31～32) <p>移動行動の変更を促すため情報提供をはじめとした様々な施策を検討</p> ○ 大会輸送の運営管理 (P35～36) <p>大会輸送に関する総合調整のため、交通管理者や事業者が参画した輸送センターの設置</p> <p>3 今後の予定</p> <p>5月18日の輸送連絡調整会議を経て公表予定。大会組織委員会等では検討の内容を踏まえた「輸送運営計画V2」を策定し、平成31年度中にIOCの承認を得る予定。</p> <p>警察としては、ORNの運用手法やTDMの具体的施策等大会に伴う交通対策について、引き続き関係機関・団体等との検討を進めることとしている。</p>		

※ 別添資料省略

公安委員会 説明資料No. 4	平成28年中の特定秘密の指定及びその解除並びに 保護措置並びに適性評価の実施の状況について	平成29年5月18日 警備企画課 人 事 課
<p>1 概要 警察における特定秘密の業務の適正の確保に関する規則に基づき、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況等について報告するもの。</p> <p>2 特定秘密の指定及びその解除の実施の状況について</p> <p>(1) 指定 警察庁においては、平成28年中に以下の6件の特定秘密を指定した(平成28年末時点の特定秘密は計29件。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部隊の戦術・運用関係 1件 ○ 特定有害活動関係 1件 ○ テロリズム関係 2件 ○ 外国の政府等との協力関係 1件 ○ 人的情報源関係 1件 <p>※ 保有する特定秘密文書等の件数(平成28年末現在) 25,334件(都道府県警察保有分を含む。)</p> <p>(2) 指定の解除 平成27年中に指定した1件の特定秘密の指定を解除した。</p> <p>3 特定秘密の保護措置の実施の状況について</p> <p>(1) 概要 警察庁及び各都道府県警察においては、主に以下のような保護措置を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施 ○ 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限 ○ 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限 ○ 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限 <p>(2) 保護措置の状況の検査の実施 警察庁及び各都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、指摘すべき事項はなかった。</p> <p>4 適性評価の実施の状況について 警察庁及び各都道府県警察においては平成28年中、適性評価を945件(うち警察庁166件、都道府県警察779件)実施した。</p> <p>5 その他 平成28年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、近日中に、政府から国会報告が行われる予定。</p>		